

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2, 3, 4号機及び大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画 (A型及びB型燃料体))【5】」

2. 日 時：令和4年4月15日(金) 13時15分～14時50分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室 (一部TV会議システムを利用)

4. 出席者 (※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官※、西内安全審査官、
岩野審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 燃料技術グループ マネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 美浜発電所第3号機、高浜発電所第1～4号機、大飯発電所第3、4号機設計及び工事計画認可申請 (燃料体) コメント整理表
- ・資料-2 原子炉本体の基本設計方針 (抜粋) 美浜3号機 (A型燃料) の例
- ・資料-3 補足説明資料6-1-1 高燃焼度燃料における燃料被覆材に係る適合性説明内容に関する補足説明資料 (美浜発電所第3号機)
- ・資料-4 要目表の改訂案

以下のホームページ掲載済みの資料についても使用

- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列A型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・美浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列B型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列A型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列B型燃料集合体 (ウラン燃料)) (2021年11月26日申請)
- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書 (15行15列A型燃料集合

- 体（ウラン燃料）（2021年11月26日申請）
- ・高浜発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書（15行15列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・高浜発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））（2021年11月26日申請）
 - ・美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（15行15列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
 - ・美浜発電所第3号機、高浜発電所第1, 2号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（15行15列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
 - ・高浜発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
 - ・高浜発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
 - ・大飯発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）
 - ・大飯発電所第3, 4号機 燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料）） 補足説明資料（2021年11月26日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の岩野です。
0:00:04	それでは、美浜発電所 3 号機、高浜発電所第 1 号機から 4 号機、大飯発電所 3 号機及び 4 号機、
0:00:13	その設計及び工事計画の認可申請、燃料体に係る設計及び工事計画認可申請ですね、こちらについてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:23	それではまず、関西電力の方から、前回のヒアリングで確認した事項について、説明をお願いします。
0:00:32	はい。関西電力原子力事業本部の松井でございます。以前、自然界のヒアリング時にいただいたコメントについてご回答させていただきます。
0:00:41	ヒアリング資料の①、に基づいてご説明させていただきます。
0:00:47	前回コメントとしましてはNo.14 から 16 でございまして、上からNo.14 の方からご説明いたします。
0:00:55	まず、No.14 でございますけども、基本設計方針で物理的性質上げてる強度について、2030 日号の反映として何を示しているか不明確と。
0:01:05	さらには基本設計方針添付書類との横並びという観点で、朝夕方針を、の規制を検討するというコメントをいただいております。化学的生成についても同様に、一貫性を持たせた検討を記載すること。
0:01:18	検討することということでコメントいただいております。
0:01:21	それに対してちょっと回答させていただきます。ヒアリング資料の②をご覧ください。
0:01:29	2 パラ目の基本設計方針になります。
0:01:32	今回ですね、整合性店舗Hatchの整合性というのを考慮いたしましてですね、もともと物理的性質の必要な強度と、
0:01:43	を記載していたものというのを、記載を改めて、その他性能という記載にさせていただきます。
0:01:50	さらに化学的性質の方の必要な性質の中で、水素吸収特性というのを削除し、藺田清野というのを記載するという、修正をいたしております。
0:02:05	こちらが基本設計方針の修正内容でございまして、その業績方針と、添付 8 の記載ですね、それとの整合性というのをまた新たに整理いたしましたので、
0:02:17	ヒアリング資料の③でご説明させていただければと思います。
0:02:23	ヒアリング資料の③のですね、通しページの 3 ページをご覧ください。こちらの以前からご説明させていただいてる資料でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	物理的・化学的性質の確認内容を整理している表でございます。こちら のですね、各性質についてですね、本文添付 8 の記載の有無というの を、まず、こちら、表の中に記載してございますし、
0:02:47	記載があれば、この章について記載していると、いうことを今回追記さ せてもらってます。
0:02:53	まずですね物理的性質の説明でございますけども、先ほど申しました基 本設計方針の各水室記載してる各性質というのを、この性質に並べて ます。
0:03:05	耐放射線性、運搬訂正、歳入性、そして各整理、その他の性能というこ とで、基本設計方針の記載となっております。
0:03:15	この中でですね主盤訂正というものについては、業績方針記載している ものですね添付 8 には、長伊達として記載してございません。この理 由としてはですね、確認内容のところに記載してございますけども、
0:03:28	こちらの耐放射線性のクリープ特性と調査成長、
0:03:33	2 億の中で確認してございまして、松葉安定性として、章立てをして記 載していない、再放射線中で確認し問題ないことを、
0:03:44	確認すると、そういったものになります。
0:03:47	そして、4 ページ目のその他性能でございますけども、以前強度
0:03:52	に含んだものとを、ご説明させていただきましたけれども、今回ですね、そ こを明確に基本設計方針にもしっかり記載させていただいてまして、内 訳としては、耐摩耗性と耐 PCI せ、
0:04:07	となり、なります。
0:04:12	続きまして核的性質のご説明をさせていただきます。通しページ 5 ペー ジをご覧ください。
0:04:20	こちらについても先ほどと同じでございます。小、
0:04:25	ショウガン 5 というのを記載させていただいてですね性質のところに基 本設計方針の性質を記載させていただき、いただいております。
0:04:32	化学的安定性につきましては、先ほどと整理を同じ。
0:04:37	でございます。基本設計方針には記載してございます。ただ、額で安定 性と章立てをして記載しているものではございませんで、ただ、こちらの
0:04:48	安定性というのは、ペレットと被覆材の反応というのを確認してるもので ございます。こちらについては、ペレット側のですね、省の方で問題ない ことを確認しているものでございまして、特に原発に章立てて記載して いるものではございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	科学的性質につきましても、その他性能ということで、IPPASにとって高温特性というのを、その他性能と位置付け、基本設計方針に今回追記させていただいております。
0:05:17	このように基本設計方針と添付 8 というのが、横同士ですかね、一貫して、今回、この表をもって整理させていただいたというところがございます。
0:05:29	以上がですねナンバー14 のコメント回答になります。
0:05:36	続きましてナンバー15。
0:05:39	についてご回答させていただきます。こちらの日こちら基本設計方針ではございますけども、寄付部材のところの記載として同等以上という記載が、
0:05:49	改良被覆材以外も必要可能と読めるというところで、許可を受けた被覆材に限定できない記載を検討するというコメントをいただいております。
0:05:58	こちらについては先ほどのヒアリング資料②のですね、2 ページ、3 ページをご覧ください。
0:06:08	もともと 2 ページ、これ、申請時のコメント反映版と比較したものでございますが、もともと同等以上ということで少し幅を持たせた記載としておりました。そこをですね、もう
0:06:20	文頭についてジルコニウム合金被覆材は次のいずれも記号する設計とすると、に行った上でですね、(3) 以外については、
0:06:31	リーガル法と同じ設計要件として、別記中を記載していると。これは前回と変わっております。(3) については、化学成分について、具体的にですね、設置許可を受けた。
0:06:42	スズデンスケラムを受けジルコン合金またはそれに向け基盤合金の成分の値であり、不純物は、JISに詳細に規定する値、
0:06:53	であるというように、設置許可を受けた高燃焼度燃料中であることを、明確にし、記載することとしております。
0:07:03	以上がNo.15 のご説明でございます。
0:07:06	最後にNo.16 の説明をさせていただきます。
0:07:11	こちらの要目表の器具代の材料の記載の話でございまして、一つの集合で 2 種類の主要部材の材料を使うことがわかるように検討するというご指摘をいただいております。ヒアリング資料の④、
0:07:26	になります。
0:07:28	50 ページの下M32-1-3-3 をご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:33	被覆材のところですね、こちらの注釈というのを新たに付記させていただいております。注釈の中身としましては、
0:07:43	最終ページになりますけども、注意 13 としまして、燃料体ごとにいずれか一方の材料を使用すると、いうように 1 燃料集合体に、使用する日普段材料というのが、1 種類であるということを明確にするように修正しております。
0:07:59	以上がNo.16 のご説明でございます。
0:08:04	コメントのご説明については以上になります。
0:08:10	原子力規制庁の岩野です。それでは
0:08:15	衛藤、私の方から幾つか確認をさせていただきたいと思います。まずですね資料 2 の、
0:08:24	資料 2-3。
0:08:26	1、
0:08:28	3 ページ目、2 ページ目から 3 ページ目のところ、
0:08:31	一番ジルコニウム基合金被覆材、燃料被覆材はっていうところの項目ですね。
0:08:40	ここについてなんですけどこれのすいません(3)番のところ、成分載せ成分のところお願いします。
0:08:49	この(3)のところなんですけど、まず確認したいんですけども、一行目の赤線のところで、設置変更許可を受けたというふうに書いてあるんですけども、
0:08:59	これは設置許可、設変更許可の本文のことを指しているのでしょうかそれとも添付資料も含めて、させているのでしょうか。
0:09:09	まずこの回答、これについて回答をお願いします。
0:09:15	赤瀬電力原子力情報の松井でございます。今のご質問でございますけども設置許可のですね許可整合のところ、具体的な個性というのが、
0:09:27	書いてございます。本文にも、何て言うかね、
0:09:32	バシッと数値というのは、書いてございませんですけども、調整者に置くと展開したものを記載してございますし、テンパチにもハードを立てて組成を変えているというところでございます、本文及び添付 8
0:09:47	を踏まえて、この記載というのはさせていただきます。
0:09:53	規制庁の岩間です。
0:09:56	衛藤。
0:09:58	すいません、テンブ、本、江藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:02	テンプも含めて、この記載っていうそういうことでしょうかそれとも、すいませんちょっともう一度確認なんですけど、
0:10:09	塗布あ、えっとですね趣旨はですね、設置変更許可を受けたと書くと、これは本文と本文にそう書いてあるというふうに、
0:10:19	こちらは受けとめたんですけど、関西電力としてその本文に書いてあるっていうところを説明しようと言われてます。それとも添付も含めて、
0:10:30	設変更許可申請書に書いてありますってことで説明しようと言われてますか。
0:10:35	関西電力の松井です。
0:10:38	後者といいますかテンプも含めて設置許可に書いてある成分という趣旨で記載したものでございます。
0:11:04	規制庁の今野です。
0:11:06	もう一度確認なんですけど、添付資料も含めてっていうことなのでしょうか。
0:11:15	これまでの、そうですね、センサからするとその設置変更許可を受けたという、本文に書いてあるっていう意味で、
0:11:26	これまで使ってきたと思ってこれまでの他の審査も含めてですけど、使ってきたと考えてるんですけどそこにやっぱり認識の違いがあるんでしょうか。
0:11:40	当社という赤羽電力のマツイですけども、テンプも含めて、設置許可を受けたという記載をしております。
0:11:51	テンプも含めてです。
0:12:00	規制庁西内ですけど。
0:12:08	およそ今までの話で、結局添付はよくなんか適正化とかそういう話もするじゃないですか。
0:12:17	許可処分をしてるのはあくまで本文事項に対して、と思ってますけど、そこがずれてます。
0:12:28	いやそこは認識は同じですよ。そうですね。あれですね設置許可を受けたっていう文書も用語にすると、そちらとしてはテンパチも含めて海域、
0:12:40	書いてるんですっていうそういうふうなご説明ですかね。
0:12:46	そういう説明です。であればこちらとしての話は一つで、設置許可を受けたと記載されると、どうしてもその設置許可処分を行った本文事項がまず頭にくると思うんですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:59	で、その本文事項バチッと書いてあるんであれば別に問題なくて、バチッと書いてなかったとしても何か読めるような記載がある紐づく記載があれば、それはわかるんですけど。
0:13:11	今回の件に関しては、まず科学的組成、この
0:13:15	合金成分の値っていうところにこの設置許可を受けたってかかっていると 思うんですけどウォーキン成分の値、全く出てこないですよどこにも。
0:13:24	ていうところでちょっとその不明確な記載になっているのではないかって いうのをちょっと確認したかったっていう趣旨なんですけど。
0:13:35	関西電力の松井ですけどもその趣旨ですとおっしゃるように、本文に は、
0:13:43	値というのは出てきておりませんので、我々すいません、テンプも含め てというところで添付には幅を持たせて書いているので、そこ、
0:13:55	はい。
0:13:57	思ってますね、記載させていただいておりましたというのがすみません 今野。
0:14:01	実態です。
0:14:04	はい。規制庁に集中してまずやり、説明したいことはわかりましたで、や はり一方で設置許可を受けたと記載されると。
0:14:14	やはり本文事項っていうのが何か頭にくるんですよ。何かどっちにも 読めちゃう。主張したいことも
0:14:21	一定の理解はできますけど、どっちにも読めちゃう不明確な記載って いうところはちょっとそこは今の流行で共通理解取れたのかなと思うん ですよ。だから少なくともちょっとこのままだと基本設計方針としてそれ でいいのかって話になってくるのかなという気がしています。というのが まず今の
0:14:38	当行の理解です。
0:14:41	何かそこに対しての認識にそごがありますかね。
0:14:53	関西電力の松井です。少々お待ちいただけますでしょうか。
0:15:02	はい。規制庁の今野です。承知しました。
0:21:12	関西電力の松井でございます。今いただいたコメントですけどもえな。
0:21:19	少しこちらの考えました。今の記載だと、おっしゃるように抗菌性の値で ありと加来当間設置許可と、ちょっと記載が合わないというところがござ いますので、
0:21:34	この記載にですねとじ込み合金許可を受けた事故の許可を受けた事項 に合金に基づく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:44	成分の値というように、
0:21:46	あくまでもその値というのは、許可を受けたやつに基づいたものだ。
0:21:52	いう形で、記載の方を少し修正させていただこうと思いますけども、認識の方、それで合ってますでしょうか。
0:22:03	規制庁の米津所長お待ちください。
0:32:41	規制庁の岩間です。すいません。お待たせしました。
0:32:48	はい。すいません。
0:32:51	今先ほど回答いただいて設置変更許可に基づきってところの回答を受けたんですけども、やはりそれでもちょっとどう、何体、
0:33:04	本文に対してなのか、添付体制なのかってところがまだ不明瞭なまま残っているように見ると、こちらは認識しています。
0:33:14	ここの基本設計方針のところをですね、明確に書くって意味では、
0:33:23	基本設計方針のところですねここで書きたいその成分を、どういう成分を使うかってところを明確に書くって意味ではですね。
0:33:31	今回の資料の資料 2 の、
0:33:38	2 ページ目燃料第 1.1. 1 の(1)のところでは二酸化ウラン燃料剤の成分がずらっと炭素から窒素まで書かれてますけど、これと同じように、もう成分をそのまま
0:33:54	書き表して書き下した方が、
0:33:59	明確であって、なおかつ他にもこういうふうな制度をそのまま書いてるってところの記載もあるので、全体の
0:34:09	流れっていうんですかね全体のバランス感覚もとれるのかなあと考えてるんですけど。
0:34:15	今のこの点について関西電力の方が、いかがでしょうかちょっと受けとめの方、回答をお願いします。
0:34:35	関西電力の松井でございます。ありがとうございます。ちょっと念のため確認させてください。趣旨は理解しましてその某起因の食材のですね、主成分を書くというところで、
0:34:49	イメージはですね許可整合の方に添付 8 の該当事項にすぐで作ろうって、それぞれ範囲をもって書いてますけど、この記載を、この基本設計方針の
0:35:03	(3)の中にちょっと含めるという、
0:35:07	理解してるんですけども、その認識で、
0:35:11	評価の、すいません。
0:35:15	はい。規制庁の今野です。その認識で、相違ありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:21	そうですね、成分のところについてはそういうふうに記載をお願いします。不純物のところについては、今、基本設計方針の(3)のところにも書いてある通り、実の表と同じであるってことであればこの不純物のところは特に、
0:35:34	変える必要はないのかなと思ってるので、成分のところだけです。
0:35:38	そういうふうに変えるイメージをこちらが持っています。
0:35:43	衛藤。
0:35:45	そうですね。はい。
0:35:48	お願いします。
0:35:49	浅井電力のまず承知いたしました。ちょっと文案早急に検討させていただいて送付させていただきたいと思います。
0:35:59	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。今の点でちょっともう1点確認なんですけど先ほど
0:36:06	数値に幅が悪うみたいな説明をされていたんですけどその幅っていうのは、
0:36:12	例えばすいませんちょっと私今手元に許可の、
0:36:18	許可の添付の資料がないので、今ちょっとJIS規格の成分表ジルカロイフォーの成分表を見たり見ながら話をしてるんですけど、電力等、
0:36:29	JISの成分表の表の2番の化学成分っていうところだと、現存のその成分値っていうのは、
0:36:37	例えばすずであれば、1.2から1.7みたいな形で、
0:36:45	成分の合格ラインの幅みたいなのが書かれているんですけど、さっきその数値の幅っておっしゃられていたのは、このイメージですかねこのす。
0:36:55	衛藤成分の成分、化学成分の中でこういったような幅を持たせて、つけられるっていう意味ではババでおっしゃってました。
0:37:07	関西電力の松井ですけども、おっしゃる通りでございまして、JISに記載されているように、この数としての
0:37:16	要は合格幅っていうのを範囲として定めている、それが現場に書いておりましたそれを今回、基本設計方針に落とし込みをさせていただくと、そういう意味でございまして。
0:37:28	はい。規制庁の岩野です。承知しました。それであればこちらも同じ理解になっていると思いますので、文案のほうの検討をお願いします。
0:37:44	規制庁西内ですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:49	ちなみに今の部分はあれですか、またヒアリングで説明をしたいということですか。
0:37:55	そのまま補正をされるっていうイメージですかね。
0:37:59	関西電力の松井でございます認識の方が合ってるかなと思いましたが、この今お伝えした内容で補正をさせていただきたいと思ってます。わかりましたありがとうございますで、あと合わせて全体の全体の基本設計方針とかも添付資料の読み方だけちょっと理解が合ってるか確認したいんですけど。
0:38:18	ヒアリング資料の②の 1 ページ目。
0:38:21	の 1 ポツ炉心等っていうところの 2 段落目に、
0:38:25	まず、
0:38:26	燃料たとかもろもろの材料は、必要な物理的性質と化学的性質を保持するように保持する材料を使用しますと、まずここで全体の許可全体の基準適用性としての要求事項に対する設計は、
0:38:41	書かれていて、それを具体的にどうするかっていうのがこの 1.1 だから今まさに話を 3 ページ目のところに表現をされている。
0:38:51	ていうまず構成とっていいんですかね。
0:38:57	はい。関西電力の松井でございます。こちらの文章の読みとしましてはですね、
0:39:06	この備考のほうに少し記載させて、
0:39:10	でございます基本設計方針はと始まる場所なんですけども、こちらの 1.1 っていうのは、ナビ基準仕様っていうところで、具体的に書いているものでございます。
0:39:20	従いまして読み方としてはこの別記 10、すなわち 1.1 の仕様を満たした上で、技術基準規則の本則と、今で言うと 23 条 1 項範囲というところを満たすものを説明するものでございまして、予備としては 1.1 の仕様を満たしたものをもって、
0:39:35	2030 日以降の、今、科学的物理的というのを、責務だと。
0:39:41	確保するように設計すると、そういう読み方になります。
0:39:44	以上です。
0:39:45	規制庁西内です了解です、その上で、結局今のような記載の形だと、
0:39:54	別記 10 の要求等を全く同じ設計であれば、もうそれは基準でも書いてる通りなので明確なんでしょうけど、まさにこの非架空塑性含有量の部分についてはべき絨毯明確に違う組成になるわけですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:09	そうすると、なぜそれで必要な物理的性質化学的性質が保持されてるんだっけっていう、説明が基本設計方針上は具体的には書かれてないと。
0:40:21	ただそれは添付資料のまさにテンパチですよ添付資料 8 の耐熱性とかの性質の説明書の方で、具体的にそれはまじるヨンパチ燃料のジルカロイfor
0:40:32	と、
0:40:33	同等以上の
0:40:35	化学的物理的施設というのが今回 5 号燃料のこの被覆材が有していると、そういうことを説明をしていると、そういう申請者の構成と理解をすればいいんですかね。
0:40:45	関西電力の松井でございます全くその通りでございます。
0:40:49	共通認識で取れたので大丈夫ですありがとうございます。で、ちょっとあわせてちょっと小もちょっと細かい話だけなんで確認のため確認なんですけど、1 ページ目に戻っていただいて、
0:41:01	冒頭の説明で科学的性質と物理的性質両方とも、その他の性能とかってちょっと書き修正しましたって話がありましたけど、水素吸収特性も消えたじゃないですか。
0:41:13	なんかもともと 2 回目か 3 回目ぐらいのヒアリングで何か今の形で質問したときに、水素吸収特性何で書いてるんだっけって話をした時にいや当社として何か必要で 10、
0:41:24	重要なパラメーターだと思っているのでみたいなのこ出してましたって話があったと思うんですけど。
0:41:30	それはあれですかね、まずその考え自体は変わってないんだけど、改めてその添付補足とか後の全体の横串を見たときにその他の性能の中で表現するのが適切であろうと考えたって理解をすればいいんですかね。
0:41:44	あ、ごめんなさいとその他の性能じゃないのか。この中の、
0:41:50	耐食性とかのその中で表現するのが整理するのが適切であろうという考えに変わったと、そういう理解をしていいんですかね。
0:42:00	関西電力の松井でございますそうです。おっしゃる通りです。水素吸収特性が必要ないというわけではなくって、添付 81 の設計方針との整合性の整理から、抽出吸収特性については、物理的性質の違いリストということを確認しているところでございますので、
0:42:16	基本設計方針から削除させていただいたとそういうことになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:19	以上です。了解しましてありがとうございます。最後に1点だけすみませんこの件だけなんですけど、
0:42:27	今回基本設計方針直したときにまた許可整合の説明書を添付とかもあわせて必要であれば補正かけると思うんですけど、今現行の許可整合の説明書見てるとですね、まさにこの1ヒアリング資料の②の1ページ目のこの2段落目の部分、
0:42:42	必要な物理的性質化学的性質を保持する材料を使用するっていう基本設計方針ありますけど、ここの部分って、今現行の許可の、ろう、
0:42:52	本部、本文5号の6項、
0:42:55	老骨の越冬炉心等っていうところに、まさにこれに相当する、
0:43:00	公務事項があると思うんですけど、ただ一方で許可整合説明書見てそこの整合性って特に記載されてなくて、
0:43:08	そこを、
0:43:09	に紐づく、そこから降りてきた設計じゃないんですけど。
0:43:15	なぜここの部分の許可制度触れられてないんですけど、単純なものであれば補正のタイミングでしっかり入れていただければと思うんですけど。
0:43:31	関西電力の松江岩井町長確認しますのでお待ちいただければと思います。
0:48:05	先ほどご指摘の点につきましては、おっしゃる通りでございます、許可整合の中にですね、この物理的、化学的というところの許可からの繋がりと、
0:48:18	いうところを反映させていただこうと思います。
0:48:24	以上です。はい。規制庁西内です。今のお話、およそ今の基本設計方針の範疇であればその部分かなと思いましたが、補正される際には、改めてちょっとこの許可整合の部分はそちらの方でもちょっとしっかりご確認をいただいて、
0:48:39	足りてない部分があればしっかり補正で追加するようになさっていただくようお願いいたします。
0:48:44	一応今のに戻します。
0:48:47	はい。規制庁の今野です。今の許可基本設計方針のところについては、ですね。
0:48:54	以上になります。次の項目ですね。
0:48:59	ちょっとまず、これは確認なんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:06	関西電力におかれてDNPの関係で、設工認なる保安規定が出されていてそれらの認可が終わっていると思ってるんですけど、このDNPIに係るその変更っていうのを、
0:49:19	今回の補正で反映させるつもりなのかどうなのかっていうところを回答を、まず回答をお願いします
0:49:29	関西電力の松井でございます。おっしゃっているところについては、反映する。
0:49:36	嘘はイダします。ただ形式ところで認可ば許可番号の反映だったり、基本設計方針で認可をそのまま反映していくというものでございますので、そう。そういった経営的なところは反映いたします。以上です。
0:49:53	はい。規制庁の今野です。承知しました。これについて、もうちょっと、もう1点だけ確認なんですけども、これは、それは
0:50:01	決して形式的に必要な手続きが終わったので、そのDNPIに係る反映を変更を反映した、補正を出すと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。
0:50:15	関西電力の松井でございます。おっしゃる通りですねDNPの設工認認可という手続きが終わったということ踏まえて我々その最新記載を
0:50:26	燃料代の補正申請に反映させていただくというそういうものでございます。以上です。すいません規制庁の楊です。今設工認はっておっしゃったんですけど、が必要な手続きとしては設工認だけではなくて、
0:50:38	保安規定だったり、使用前事業者検査であったり、障害確認であったりっていうのが、
0:50:44	も含まれると思ってるんですけど、それらについて、必要な手続きが終わったのでっていうことでしょうか。
0:51:14	すいません規制庁の西内ですけど、ちょっと補足的に言いますけど、
0:51:19	使用前事業者検今、おそらく今審査部隊の方が出席されていると思いますので、CS事業者検査とか使用前確認の状況とかっていうのを承知していなければ、
0:51:30	1度我々の委員会資料の方でも、そういった必要な手続きが終わっておるまでは、経過措置を適用してなお従前の例を設計想定を踏まえて処分をしますよと。
0:51:41	いうことは委員会資料でも書かせていただいていますので、そういった必要な手続きが、形式的に終わったことを踏まえての終わったので、補正をするものというふうに認識をしています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:53	なので今日この場で明確なお答えいただかなくても結構ですけど、補正されるのであれば、そういう必要な手続きが終わったことをもって補正されたと我々認識しますけども、よろしいですかという、
0:52:04	ところでこの場でもし明確なファクトがわからないのであれば、そういうふうに我々思ってますけどもということに対してだけの回答だけいただければと思いますが、よろしいでしょうか。
0:52:33	関西電力の松井でございます。承知いたしましたちょっと経過措置等についてちょっと把握して、私自身把握してございませんのでそちらも確認させていただいて、反映すべきであれば補正申請の中に反映させていただく形とさせていただきます。
0:52:50	以上です。
0:52:53	はい。規制庁の山名です。それでは確認の上そのように対応をお願いします。
0:52:58	これについては以上で、次の項目に移りたいと。
0:53:03	次の項目ですけど、えっとですね、資料2の基本設計方針のところの、
0:53:10	すいません、資料にはないですね、すみません基本設計方針のばね、
0:53:16	超えるばねのばね定数が記載されているところの話なんですけども、今回基本設計方針においては、そのコイルばねのばね定数の値が、
0:53:27	しっかりと数値として書かれていますと。
0:53:32	江藤基本設計方針にばね定数の数字を記載する。
0:53:38	記載して、すばるっていうことは、ばね定数の値を使って、何かしらその添付資料の中で、
0:53:48	説明がなされると思っているんですけどちょっと私自身確認した中で、添付資料2、
0:53:55	置いてですね、こういう場での定数が、ここを使って、
0:54:02	説明がなされているってところが見つけれなかったもので、どういふふうに添付資料と、今回のこの基本設計方針のばね定数の値が繋がっているのかっていうところをちょっと説明を、
0:54:14	お願いします。すみませんちょっとせ、確認したい趣旨でご理解いただけますでしょうか。
0:54:33	関西電力の松井でございます。
0:54:36	もしお手元に前回のですねヒアリング資料0ギガ、第4回の②の資料があればこちら、
0:54:45	各ご覧になれますでしょうか。
0:54:52	規制庁の岩根所長お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:55	はい。
0:55:37	規制庁の岩間です。準備ができましたので、説明の方よろしくお願ひします。
0:55:43	はい。関西電力の松井です。ヒアリング資料②の別紙、
0:55:47	をご覧ください。こちらの基本設計方針のですねこの下線の引いてるところですね、
0:55:55	対応する説明をこちら書いてございまして、まず規則との関係性でいうと、コイルバネ自体に対して、
0:56:07	物理学的性質を保持するということを確認し、さらに 23 年以降という観点では、強度評価上ですね、こちらの
0:56:16	燃料棒に挿入者が超えればね。
0:56:18	ていうことを設計の前提として、こういう設計仕様のもと、強度評価を行っています。なので具体的にその超えるバネがってというのが、これは
0:56:30	原発 8 条は登場してこないこととなります。ではなぜこの記載、仕様値、
0:56:37	具体的な表示まで書いているのかといいますと、後段のですね、検査において、設計要求を満足していることを確認するため、そのために必要と考えておりますので、
0:56:49	この基本設計方針に数値含めて記載させていただいているものでございます。以上です。
0:56:58	すいません規制庁の岩野です。
0:57:00	何かそうすると、やはり何かコイルばねの数字ってというのは、添付資料の中には、全然関係するようなものが出てきてなくて、
0:57:11	何かその技術基準の適合性を説明する上でやはり何か必要がないものですよと言っているように、な説明に聞こえたんですけど。
0:57:21	次が、何か、こちら、どのようにちょっと理解をしたらいいのかっていうところも少し補足できますでしょうか。
0:57:31	関西電力の松井です。技術基準適合の観点でいうと、非物理的・化学的性質。
0:57:40	は、特に問題ないかなと思ってまして、23 条 2 項というかで強度評価という観点においては、
0:57:47	超えるバネが挿入されて、当然ペレットってというのは、動かないようにって設計がされてるんですけども、そういう設計仕様のもと、強度評価の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:59	実際の燃料評価がいわゆる基準評価をしているものでございまして、その評価の前提の仕様となっていると、何かそういった超えるまでの所定の、
0:58:11	ちゃんと動かないという仕様を満足させるために所定のこの記載したシール仕様値というのを設定しておりまして、その仕様値のもと、燃料棒というのが設計され、
0:58:24	その設計された燃料模を前提として強度評価をし、ご記入時の基準で燃料健全性評価では問題ないということを確認しているものでございまして、
0:58:34	全く技術基準に関係していないものではないと考えております。
0:58:45	規制庁の岩野です。今言っていたいた説明っていうのがですねそのばね定数がこれくらいあれば、その燃料が動かなくて、
0:58:55	耐震なり、運転上の今日、運転上の衝撃なりに耐えられるような、耐えることができ、そういう前提条件で、耐震設計をしますなり、
0:59:07	強度評価の設計をしますっていうこと、旨を添付資料に明確に書いていたいただきたいんですね。
0:59:15	そうしないと、その基本設計方針で書いてあることとやはり添付資料との繋がりがっていうのが、見えてこないの、
0:59:26	すいませんそのように、繋がりがわかるように記載をしていただきたいと。
0:59:31	思って今
0:59:34	ちょっと規制庁ニシウチですけど、
0:59:37	ちょっと今のやりとり聞いててちょっと僕も1個だけ聞きたいんですけど、例えばですよいわゆる今関西電力が説明しようとしてるのは共同評価の前提条件として使ってMaaSみたいな話だと思うんです。
0:59:49	で、それって、今ちょっと美浜の僕申請書見てるんですけど、美浜の添7-1の10ページ。
0:59:58	今見れますか。
1:00:02	関西電力のマツイ今確認しております。はい大丈夫です。例えばこの入力データとか今のそのばね定数みたいなものを入力しているとかそういう説明になるんですかねちょっとそこら辺をもう少し理解を進めたいんですけど。
1:00:20	例えばこの燃料諸元で先方の濃縮度密度とかで書かれていて、この三つにはフクマワード的には含まれないと思いますけど、結局ここを通過して最後に書かれているので、こういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:32	前提条件として入力データとして使用しているとそういう話なんですかね。
1:00:43	そういう話なのか、何かさっきの話を聞いているとそういう具体的な値は入れていなくて、これくらいのばね定数があれば、もうその動かない、要はペレットとか固定されている条件だ。
1:00:57	ていう前提で要は境界条件として与えているとかそういうことなんですかね。
1:01:04	関西電力の松井でございます。
1:01:08	後者の方でございます。なので、境界条件として動かないというために、この所定の、記載させるその値と0定数のばねを使って、
1:01:20	設計したもので評価している。なので、
1:01:23	前提条件といいますか評価条件といいますかそういった扱いになっております。
1:01:28	以上です。規制庁西内です。で、その境界条件は生協、強度評価の流れとこちら辺の図とかで説明されてると思いますが、
1:01:40	境界条件こういうふうに与えているっていうのは何かどっかでは表現されてますかね。
1:01:46	表現されてるんではその境界条件に、こういうふうにはばね定数が関係しますよっていうことを補足とかでももらえれば繋がりが十分かなと思いますけどそもそも表現されてないとか、
1:01:56	てなると、
1:01:57	何か共同評価の流れが何かそもそもちゃんと表現しきれてないのかなっていう気もしますが、どう、どういう説明になりますかねそれは。
1:02:25	関西電力の松井でございます。今ご覧になられている強度の説明書ですかね。あの辺なの。
1:02:34	1 ページ、1-1、こちら構造、まずこういう設計で作ってますよという構造を記載しているものでございまして、もしお手元あれば1ポツ1の燃料集合体の構造の(1)の燃料棒というのを見ていただければと思いますけども、
1:02:50	この燃料棒というのはどういう構成を行動しているかというのを回答しましてですね、2段落目にペレットの上部には越えるまでが入れられ、上段及び角型にというところで、当然こういう設計、
1:03:06	上ですね、しようという仕様をまずこの添付8、添付7では書かせてもらってまして、こういう仕様のもとですね、各評価をするという形で資料上は繋がりといいですか記載をさしていただいている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:23	ものなんですと、当社の考えとしましては、
1:03:27	そういった形で、全く書いていないわけではなくてサイショこういう構造評価上の前提条件というのを記載させていただいて、具体的な評価を、の手順流れで評価というふうにつなげていっております。
1:03:41	以上です。規制庁西内です。何となく理解はできて今まさに言った話は7.1-1.1でそもそも燃料の使用、
1:03:52	みたいなものを書いていて、それが例えば頭脳、
1:03:58	3-1、7-1の9ページとか、
1:04:03	ないし7-1、1-10ページのどちらでもいいんですけど、7-1の9ページの図の3-1で言えば例えば左側の一番最初に入る燃料使用とかそういうところでまず前提条件として与えている。
1:04:16	7-1の中であれば、
1:04:19	7-1-10はあれですかねこれは多分入力値として与えてるって意味で7-1の中ではちょっと今の話はそぐわないってことなんですかね、7-1-9のここの部分でこういうばね定数がそういう前提。
1:04:31	そういうばね定数であることをもって、いわゆる固定条件として与えているとそういうふうに理解をすればいいんですかね。
1:04:38	関西電力の松井でございます。おっしゃる通りでございます。なお、1-9ページのこの燃料使用という前提条件をもとに、後段の評価をしているとそういう
1:04:48	流れになっております以上ですねのためですけど、7-1-10についてはちょっとそぐわないと思っちゃっていいんですかねここは何かまさに解析入力値として与えているものを下列記しているってそういう理解ですか。
1:05:02	関西電力の松井です。おっしゃる通りでして高燃焼度ファインという計算コードの入力値を与えて、こういう計算していきますよというのを書いているものでございますのでちょっとそぐわない文になります。
1:05:15	規制庁西内です。
1:05:19	概ね理解ができていてそうするとあれですかね7.1-1ページのところの、
1:05:26	超えれば願われって部分の表現が、これで表現できるかどうかって話なんですかね。そうすると、
1:05:37	実態としてはこれで入れられて、基本設計方針で書いているようなばね定数のものを使うことによって、固定するっていうのが使用、実際の主要なわけですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:52	その通りでございます。だからここをちょっとそうですね拡充するかどうかっていう話ですかね。私はちょっと理解できたので一旦イワノに戻します。
1:06:03	はい。規制庁の今野です。ばね、コイル盤について基本設計方針に書くのがおかしいと言って、私としては言っていたつもりはなくて、
1:06:13	あくまでコイルばねのばね定数について、
1:06:18	ガチッと規定してある、これまでのばね定数について規定されているってところでちょっと引っかかっていたんですね。その超えるまでのばね定数が、しっかり固定するためにはこのコイルまでの、
1:06:29	ばね定数が必要なんですってということが、さっき示していただいた7-1-1のところですね、しっかり書きあらわされるのであれば、そこで繋がりが見えるので、
1:06:42	こちらとしてもその申請書の確認が、しっかりできると思っています。
1:06:48	そのように、1-1のところ、必要な記載を拡充していく、拡充していただくことはできませんでしょうか。
1:07:07	関西電力の宇野でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:07:12	はい。規制庁の岩根です。承知しました。
1:08:24	関西電力の松井でございますすいません先ほどのおっしゃった7-1-1ですかね、ちょっとこちら今、考えたところをちょっとお伝えしたいんですけども、
1:08:35	2段落目のペレット上部には超える真似が入れられというところの後にですね、所定のばね定数を確保し、
1:08:46	新しいペースを固定したものでって何かそういったすいません表現を入れさせていただこうかなと思っておりますけども、いかがでしょうか。
1:09:05	すいません何度も申し訳ないす関西電力の松井ですけども、もう一度すいません修正案お伝えいたします。
1:09:13	2段落目のですね、燃料棒はと始まる文章のまたのところ、また、ペレットの上部には、その次のところに、
1:09:24	所定のばね定数を有したコイルバネが入れられというふうに、所定のばね定数を有したと。
1:09:32	いうのを入れることとしたいと思っておりますけどいかがでしょうか。
1:09:39	規制庁の岩根です。
1:09:41	確認しますので少々お待ちください。
1:11:41	はい、規制庁の岩野さんお待たせしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:45	一応、念のため確認なんですけど、今の記載がなされれば、輸送時とかの輸送時においても燃料が燃料ペレットが動かないように抑えるために、
1:11:58	超える場では必要になると思ってるんですけどそういったところも含めてそのばね定数が必要、こういう値が所定のばね定数が必要なんだと。
1:12:08	そういうようなことを表すようあらわせるような記載になると思ってよろしいでしょうか。
1:12:20	関西電力の松井でございます。そのご理解で結構です。
1:12:29	はい。規制庁の今野です。ちょっとすみません。
1:12:31	それでは、すそそういうことであれば私の方は、問題は解消しましたので、これについては、
1:12:42	以上にしたいと思います。少々お待ちください。
1:13:13	すみません規制庁の今田です。すみませんあと念のためもう1、もう1点私から確認なんですけど、私としては輸送時と、あと、運転時の、
1:13:23	燃料ペレットWetが動かないように超えるバネがあってそのコイルばねの定数が、そこでそこそこに使うために定められてるっていうふうに理解してるんですけど。
1:13:33	そのほかに超えるばね定数が関係するような、添付資料の説明の箇所っていうのはないと、理解してよろしいでしょうか。
1:13:52	関西電力の松井です。
1:13:54	特にございません。
1:13:58	以上です。規制庁の今田です。承知しました。それでは、少々お待ちください。
1:14:06	規制庁西内ですけど、1個だけ確認したいんですけど、
1:14:11	今基本設計方針上だと、超えるバネにあってはばね定数が●●(非開示情報)を、
1:14:18	あ、ごめんなさい、これ。
1:14:20	あれですかね。
1:14:23	失礼しました。具体的なばね定数が記載をされてますけども後でマスキングを必要であればさせていただきますすみません。
1:14:32	記載されてますけども、これって、今添付資料の記載だと何か所定の値を有するみたいな形の所定ので表現を何か使われてたかなと思ったんですけど。
1:14:43	それはあれですかね所定のっていうところの、基本設計方針のこの値を指すっていう夜市に決まるものと思っていいんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:52	はい、それはその理解で結構です。
1:14:55	了解しましたありがとうございます。何か例えば何か、何ですかね
1:15:00	燃料棒単位とか、あとは
1:15:04	燃料タンクは燃料棒単位とかで変わるようなものではないと思っていいんですよね。
1:15:12	はい。その理解で結構です。了解しましたありがとうございます私からは本件以上ですけど、鈴木さんとか関さんふうでよろしいですか。
1:15:23	鈴木さんよろしいですか。
1:15:25	鈴木です。特にありますね。
1:15:31	はい。規制庁の岩野です。それでは次の項目ですね。
1:15:36	次はヘリウム加圧量、すいません。すいません。よろしいでしょうか。はい。お願いします。ちょっと今の話なんですけどヘリウムの方も合わせてですね、
1:15:49	何て言うかね、所定のヘリウム開発量ということで記載させていただこうと思いますけどもよろしいでしょうか。その方が明確になるかなと思ってますので、
1:16:02	はい。規制庁の岩野です。そうですね。今からちょっとヘリウム活用についても、同じように確認をしようと思っていたんですけど趣旨は同じですね、
1:16:12	添付資料との繋がりが見えないので、そこがわかるように、
1:16:18	記載をしてくださいとそういうふうな指摘を確認をしようと思っていました。
1:16:24	そこについては同じように資料の添付 7-1-1 のところが直るような感じなんですけどそれとちょっとまた違うところが直る形でしょうか。
1:16:34	関西電力の松井です。ばねと同じですね資料 7-1-1 のところに、追記させていただこうと考えております以上です。
1:16:47	すいません規制庁の岩野です。エリアの加圧量については、今基本設計方針に書かれているその値っていうのが、
1:16:57	にしなければならない理由っていうのはですね、
1:17:01	こちら、私としては
1:17:05	一つはですねまず下限の方については、熱伝導率の高いヘリウムの分圧をできるだけ高くしたいっていう、要求があって、
1:17:17	また一方で、4 サイクル目とかの最終版では、内圧とペレット、
1:17:23	燃料棒内のないやつと、あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:26	一次冷却材の圧力っていうの、力関係で、内圧のほうがまさってしまうと。
1:17:36	外側にクリープ変形するっていうそういう現象があるので、内圧基準の話ですね。
1:17:43	それが起きないようにっていうその二つの制限があって、それでもってヘリウム。
1:17:49	圧力っていうのが、期末初期のヘリウム圧力っていうのが決まってくると理解してるんですけど、その理解で正しい、まずその理解で正しいでしょうか。
1:18:00	関西電力の松井ですそのご理解で結構です。以上です。
1:18:04	はい規制庁のようです。そうした場合にですね、今ちょっと私が口頭で説明したような内容っていうのは、今ここに、資料の添 7-1-1 のところに、
1:18:15	書き表しただけで、表現されるのかなっていうところはちょっと疑問に思ったんですけど、関西電力としては、表現されるというふうにお考えでしょうか。
1:18:44	うん。
1:18:45	関西電力の松井でございます先ほどおっしゃっておられたですね強度評価への流れといいますか、流れにつきましては、先ほど 7-1-10 をご覧いただいたと思いますけども、
1:18:59	こちらの
1:19:02	入力データのところに、ヘリウムガスというところで書記がするよというところが出てきますパラメータが、このパラメータをもって、実際の 5 基準評価をコードで行ってですね。
1:19:14	車イワノ出力のところで温度であったり、
1:19:19	そういうないやつに関係するが数量で、応力っていうの、先ほどおっしゃった強度評価に繋がるというのがここで見て取れるかなと思っておりますので対応としましては、最初の前提条件である。
1:19:30	その辺、キュリウムのガスのところに記載させていただければそれで、対応がとれると考えておりますが、いかがでしょうか。以上です。
1:19:42	はい、規制庁の今野えず、承知しました。わかりました。私の方は理解はできる。
1:19:50	少々お待ちください。
1:19:56	すいませんちょっと 1 点だけ私から金のため確認したいんですけど今の 5 基準っていうふうにおっしゃってたじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:03	ちょっと後基準っていうのはですね、
1:20:07	ちょっと待ってください。過圧加圧水型原子炉に用いられる 17 行 17 列型の燃料集合体についてっていう
1:20:17	原案の
1:20:20	基準のですね、2. 一井のところの構造設計基準って書いてあるところにある(1)から(5)のことを指してるんですかねそれとまた違うものを指してますか。
1:20:32	すいません関西電力の松井でございます失礼いたしましたおっしゃる通りで 17、17 列の内規ですかね、に記載されている設計基準の(1)から(5)、すいません装飾基準と申しましたけどもそちらを
1:20:47	示してるものでございます。以上です。
1:20:51	はい。規制庁の今野承知しました。
1:20:54	そういうことであればこちらは今、説明していただいたことは理解はできました。
1:21:00	少々お待ちください。
1:21:19	あ、規制庁西内です。
1:21:22	はい。
1:21:23	すいません。申し訳ございません。
1:21:26	一井さん先やってください。
1:21:28	ちょっと僕毛色変わっちゃいますけど、
1:21:31	何か今の話に関係する内容だったら先にお願ひしたいんですけどスズキです今の話の 5 基準の話ですけど、すみません。
1:21:40	規制庁鈴木です。今の 5 基準の話はわかったんですけど、
1:21:47	指針を実際に見ていると、
1:21:53	2—1 の両加来比嘉両括弧 5。
1:21:59	以外にですね先ほど岩野が言ってた何か輸送取扱時の話はまた別。
1:22:06	になってるみたいなんですけどさっきのばね定数の話っていうのは、
1:22:11	5 基準以外のところで、
1:22:14	求められる要素が入っているという、
1:22:18	説明なんでしょうか。
1:22:28	関西電力の松井でございます。超える場については先ほど申しましたように、
1:22:35	評価の前提の動かないという仕様のために、これまでの設けられていて、おっしゃるように

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:43	いわゆる輸送取扱の時の前提にもそのばね定数というのは考慮してますので、そちらにも関係がございます。以上です。
1:22:53	規制庁鈴木です。つまり5基準プラス、
1:22:59	指針データ後基準にプラスして、これさらにて指針には書いてあるので、
1:23:07	5プラス、2なのか1なのかわかんないんですけど、
1:23:12	という中でばね定数ものが、所定のものを、
1:23:16	に期待しているとそういう、
1:23:19	意味合いということで先ほどの7月、前回のヒアリング資料の、
1:23:26	これ、CO2、
1:23:29	の、
1:23:31	説明欄に書いてある。
1:23:33	燃料保護基準の燃料に挿入された超える場で廉価数
1:23:39	した設計を前提としているってところは、これは
1:23:44	ペレットの位置が固定されていることの方のことを言っていてこれ、さらに、
1:23:52	輸送時とか取扱時の話で超えるまでは、
1:23:56	書店のばね定数を期待しているとそういう説明になるということですね。
1:24:03	ちょっと細かいですけどもう一度確認したいです。
1:24:06	笠井委員力のマツイですおっしゃる通りでございます、5基準の評価に加え、燃料集合体の輸送時評価の前提の、
1:24:17	設計仕様にもなっているものでございます。以上です。
1:24:21	規制庁杉です理解しました。先ほどの4月6日のヒアリング資料が、補足説明として残るのであればそこは適正化していただけますか。
1:24:32	お願いします私から以上です。
1:24:40	関西電力、松井です承知いたしました。
1:24:46	規制庁ニシウチですけど、ちょっとすいません経路が変わるんですけど、私から最後1点だけ
1:24:54	あと、他の添付資料の話なんですけど、
1:24:58	今耐熱性とかの話はしてますけどそれ以外の部分で、今ちょっと美浜を見ながらしゃべってるんですけどお手元にあります。
1:25:08	浅井電力の松井ですございます。
1:25:11	はい。具体的には、美浜の添付資料の1熱出力計算書と、
1:25:17	添付資料3、自然現象、添付資料4、健全性、添付資料5火災のちよつと四つに関して聞きたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:26	資料 1 の熱出力計算書はこれ高燃焼度を導入したと昨日工認、
1:25:34	人、
1:25:35	の計算書、
1:25:38	理解でいいですかね。それ具体的に要はⅡの工認から変更はないよっ ていう説明をしてるんですけど、引っ張っている購入はこれ高燃焼度入 れた時の工認から変更ないよって理解をしてよろしいですか。
1:25:57	要は最後に、この熱出力経産省工事計画として添付した時から変わっ てないよってそういう説明と理解をしてるんですがそういう理解でいいで すよね。
1:26:07	関西電力の松井ですそのご理解で結構です。了解です、その上で資 料 3、4 号の方を見た時にですね、
1:26:18	山東さんの自然現象と、後囊火災については、これ新基準工認だと思 いますけど、
1:26:29	新基準工認でいろいろ要求事項が変わったので、その部分で上書きし ているのでそれを引っ張っている要は燃料に係る最新の工認から変更 内容っていう主張をしているものだと理解していて、
1:26:41	そうするとなぜ健全性は平成 19 年のものになるんでしたっけ、健全性 も。
1:26:48	自然現象等、火災と同じステータスになるのかなってちょっと理解してた んですけど事故はなぜ違うのかっていうのだけちょっと確認したいんで すけど。
1:27:14	関西電力の松江少々確認しますのでお待ちください。
1:27:18	はい。お願いします。
1:28:33	関西電力の松井でございます。もし差し支えなければですね今のご説 明させていただく説明について補足のですね、2 の方に記載がございま すのでそちら確認いただけますでしょうか。
1:28:49	開きます。
1:28:51	規制庁ニシウチです。開きますので少しお待ちください開いたらお声掛 けマース。
1:28:58	はい。お願いします。
1:29:47	すいませんお待たせしました規制庁ニシウチです。衛藤。
1:29:51	補足説明資料 2 を開けばいいですか。
1:29:56	関西電力のマツイ補足説明資料 2 におみかんは、すいません、稲場と 高浜の補足説明資料の 2 をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:03	はい。もう、続けていただいて大丈夫です。はい。通しページ 9 ページになります。こちら、添付書類の要否と要否を書いてまして、今ご指摘の安全設備の健全性については、9 ページの上から三つ目になります。
1:30:19	こちらの記載がございますように、燃料体が使用される条件で燃料体の健全性というところを確認したというのが、資金だと、この記載している。
1:30:31	平成 19 年になりますので、その
1:30:37	最新の確認した最新の記載。
1:30:40	を利用していると、そういったものになります。以上です。
1:30:48	規制庁西内です少しだけお待ちいただいていいですか。
1:31:21	規制庁西内です。
1:31:26	ちょっと理解できた気がしますあれですね自然現象とか、火災は、新基準で追加要求があつて、
1:31:32	浮気をし、上書きというか更新をしているようなものだけでも、健全線の部分、説明書に関係する話で言えば、燃料体に関しては
1:31:43	口銭かかっているようなものではなくて、要は追加要求事項該当する部分はなく、これが最新だとそういう説明をしたいということですかね。
1:31:53	関西電力の松井でそのご理解でございます。
1:31:58	規制庁西内です。了解しましたと。
1:32:04	これあれですよ
1:32:07	そうか。結局親権者の時にやったのが共用の話だけなので、この技術基準の 15 条の関係でいうと、
1:32:16	そういう意味でいうと、健全性の中に入ってくるものは、安全設備DBとしてはその共用に関してはそもそも燃料は共用するものではないので、注いっていうそういうことですかね。それとも関係ないよっていうそういうことですか。
1:32:30	そうですね新基準のときには、特に
1:32:33	対象には入っていなかったとそういうご理解の通りでございます。
1:32:45	規制庁西内です了解しました。
1:32:49	了解しましたありがとうございます。
1:32:59	一応ちょっと後で少し時間かけて確認しておきますけど、また何かちょっと気づきがあれば、お伝えさせていただきますが、一旦、現状は両方了解しました大丈夫です。
1:33:11	関西電力の松井です。ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:20	はい、規制庁のようなです。それでは、こちらから、本日確認したい事項は以上になります。それでは関西電力におかれては今回、確認した内容も踏まえてですね、
1:33:33	次は補正をするってということになると思うんですけど、補正の時期みたいなものの目安、目安というか予定があれば、回答をお願いします。
1:33:45	関西電力の松井でございます。当社としましては来週の 22 日の午前中、ちょっと時間をご調整させてもらえればと思いますけども午前中で考えてございます。
1:33:59	以上です。
1:34:00	はい。規制庁のイワノイワノです。承知しました。それではそのように、つつ、そうですね。準備ができましたらそういった日程で、
1:34:12	提出をお願いします。私からは以上になります。
1:34:16	全体を通してスズキさんから何かあればお願いします。
1:34:22	スズキですところにありますね。
1:34:24	はい、規制庁のようなですありがとうございます。関西電力から、全体を通して何かあれば、
1:34:31	関西電力の松井でございます。ちょっと 1 点だけ先日のヒアリングの中でですね品証関係の補正がある補正とか修正があるというふうにお伝えしましたけども、
1:34:43	こちらの今回の燃料体の方ではですね、特に反映せずに見送るということにしたいと思いますので、そのご連絡になります。以上です。
1:34:53	規制庁の岩根です。はい、承知し、承知いたしました。それではこれでヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:35:03	ありがとうございました。わかりました。
1:35:08	ございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。